

大分県報

平成二十九年
四月一日
号外（四八）

（土曜日）

目次

告示

包括外部監査契約の締結……………	一
個人番号利用事務実施者である知事が適当と認める書類等を定める規程の一部改正……………	一
口頭により開示請求をすることができる個人情報等を定める告示の一部改正……………	一
自動車税に係る徴収金の収納事務の委託……………	一
大分県農業改良資金の貸付けに係る償還金の収納事務の委託……………	二
大分県林業・木材産業改善資金の貸付けに係る償還金の収納事務の委託……………	二
大分県沿岸漁業改善資金の貸付けに係る償還金の収納事務の委託……………	三
森林整備工事入札参加資格審査規程の一部改正……………	三
教育委員会告示……………	三
大分県教科用図書採択地区の指定に関する告示の一部改正……………	三
大分県取用委員会文書管理規程の一部改正……………	三
訓令 甲……………	三
大分県公印規程の一部改正……………	四
○告示 示……………	
大分県告示第二百三十二号……………	
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十六第一項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結した。	
平成二十九年四月一日……………	
大分県知事 広 瀬 勝 貞……………	
包括外部監査契約の期間の始期……………	

平成二十九年四月一日

二 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法
契約で定める基本費用の額並びに契約で算定した執務費用及び実費の額を合算する。

三 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所
氏名 小川 芳嗣
住所 大分市大字片島五十九番地の二

四 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法
精算払とする。

大分県告示第二百三十三号

個人番号利用事務実施者である知事が適当と認める書類等を定める規程（平成二十七年大分県告示第七百十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年四月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

第二条中「二十の項、二十一の項」を「十九の項から二十一の項まで」に改め、「五十六の項」の下に「六十一の二の項」を加え、「九十八の項」を「九十七の項」に改める。

附則

この告示は、公示の日から施行する。

大分県告示第二百三十四号

口頭により開示請求をすることができる個人情報等を定める告示（平成十四年大分県告示第五百二十六号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年四月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

表のクリーニング師試験の項及び製菓衛生師試験の項中「生活環境部食品安全・衛生課」を「生活環境部食品・生活衛生課」に改め、同表の家畜人工授精講習会修業試験の項中「農林水産部家畜衛生飼料室」を「農林水産部畜産振興課」に改める。

附則

この告示は、公示の日から施行する。

大分県告示第二百三十五号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百八条の二第一項の規定により、

大分県報号外（告示）

次のとおり自動車税(普通徴収の方法により徴収するものに限る。)に係る徴収金の収納の事務を委託した。

平成二十九年四月一日

大分県知事 広瀬 貞

一 受託者の名称及び所在地

名 称

所 在 地

委託の内容

地銀ネットワークサービス株式会社

東京都中央区日本橋本石町四丁目六番七号

収納事務のとりまとめ

国分グローサーズチェーン株式会社

東京都中央区日本橋一丁目一番一号

直営店舗及び加盟店舗における収納事務

株式会社しんきん情報サービス

東京都港区港南一丁目八番二十七号

〃

株式会社スリーエフ

神奈川県横浜市中区日本大通十七番地

〃

株式会社セコマ

北海道札幌市中央区南九条西五丁目四百二十一番地

〃

株式会社セブオン

群馬県前橋市亀里町九百番地

〃

株式会社セブンイレブン・ジャパン

東京都千代田区二番町八番地八号

〃

山崎製パン株式会社

東京都千代田区岩本町三丁目十番一号

〃

株式会社ファミリーマート

東京都豊島区東池袋三丁目一番一号

〃

株式会社ポプラ

広島県広島市安佐北区安佐町大字久地六百六十五番地の一

〃

ミニストップ株式会社

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一

〃

株式会社ローソン

東京都品川区大崎一丁目十一番二号

〃

二 委託期間

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

大分県告示第二百三十六号
地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百八条第一項の規定により、次のとおり大分県農業改良資金の貸付けに係る償還金の収納事務を委託した。
平成二十九年四月一日

大分県知事 広瀬 貞

一 受託者の名称及び住所

名 称

住 所

大分県信用農業協同組合連合会

大分市舞鶴町一丁目四番一五号

二 委託の期間

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

大分県告示第二百三十七号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百八条第一項の規定により、次のとおり林業・木材産業改善資金の貸付けに係る償還金の収納事務を委託した。
平成二十九年四月一日

大分県知事 広瀬 貞

一 受託者の名称及び住所

名 称

住 所

大分県森林組合連合会

大分市大字古国府字内山一三三七番地の二〇

西高森林組合

豊後高田市大字鼎三二二番地

東国東郡森林組合

国東市国東町小原四四二二番地の一

別杵速見森林組合

杵築市山香町大字内河野二七八八番地の六

おおいた森林組合

由布市庄内町大龍一七一一番地の一

白津関森林組合

白杵市板知屋一二五七番地の一

佐伯広域森林組合

佐伯市宇目大字南田原二八三番地の二

大野郡森林組合

豊後大野市三重町菅生一二三番地

竹田市森林組合

竹田市大字飛田川二二四六番地の七

玖珠郡森林組合

玖珠郡玖珠町大字大隈一九九番地の一

日田市森林組合

日田市大字庄手八五〇番地の五

日田郡森林組合

日田市天瀬町五馬市三〇〇番地

山国川流域森林組合

中津市耶馬溪町大字柿坂一三八番地の一

字佐地区森林組合

字佐市安心院町田ノ口二五〇番地

大分県木材協同組合連合会

大分市王子港町一番一七号

日田木材協同組合

日田市南友田一〇〇番地の一

大分県造林素材生産事業協同組合

大分市弁天一丁目一番二三号

二 委託の期間
平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

大分県告示第二百三十八号
地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、次のとおり沿岸漁業改善資金の貸付けに係る償還金の収納事務を委託した。
平成二十九年四月一日

一 受託者の名称及び住所
大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県漁業協同組合	大分市府内町三丁目五番七号
名 称	住 所

二 委託の期間
平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

大分県告示第二百三十九号
森林整備工事入札参加資格審査規程（平成二十一年大分県告示第百三十二号）の一部を次のように改正する。
平成二十九年四月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞
第三条第二号中「第九条」を「第十条」に改める。
附 則
この告示は、公示の日から施行する。

○教育委員会告示

大分県教育委員会告示第五号
大分県教科用図書採択地区の指定に関する告示（平成二十七年大分県教育委員会告示第八号）の一部を次のように改正する。
平成二十九年四月一日

大分県教育委員会

平成二十九年四月一日

表中

三	別府地区	別府市、杵築市、国東市、姫島村、日出町
四	大分地区	大分市
五	臼杵地区	臼杵市
六	津久見地区	津久見市
七	由布地区	由布市
八	佐伯地区	佐伯市
九	竹田地区	竹田市、豊後大野市
十	日田地区	日田市
十一	玖珠地区	九重町、玖珠町

を

附 則
この告示は、公示の日から施行する。

○収用委員会告示

大分県収用委員会告示第一号

大分県収用委員会文書管理規程（昭和六十二年大分県収用委員会告示第八号）の一部を次

大分県報号外（告示・教育委告示・収用委告示）

平成二十九年四月一日

大分県報号外（収用委告示・訓令甲）

四

のように改正する。

平成二十九年四月一日

大分県収用委員会

「大分県文書管理規程（昭和六十二年大分県訓令甲第十三号）」を「大分県文書管理規程（平成二十一年大分県訓令甲第一号）」に改める。

附則

この告示は、公示の日から施行する。

訓令 甲

大分県訓令甲第十五号

本地方機関
各
か
い

大分県公印規程（昭和五十二年大分県訓令甲第六号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年四月一日

大分県知事 広瀬 貞

別表第一中

大分県何部長印部長印	方21	何部主管課長	
------------------------------	-----	--------	--

を

大分県何部長印部長印	方21	何部主管課長	
------------------------------	-----	--------	--

を

大分県国民文化		企画・広報課	
---------	--	--------	--

祭・障害者芸術文化祭局長印	方21	長	
---------------	-----	---	--

大分県会計管理 局長印	大分県 会計管理 局長印	方21	会計課長	
大分県企画振興 ス 芸術文化 ス ボ ー ツ 局 長 印	大分県 企画振興 ス 芸術文化 ス ボ ー ツ 局 長 印	方21	芸術文化振興 課長	

を

大分県会計管理 局長印	大分県 会計管理 局長印	方21	会計課長	
----------------	--------------------	-----	------	--

を

大分県何部 (局)何課 (所)何課 ・室)長印	大分県.....部 (局).....課 (所).....課 (所).....課 ・室)長印	方21	各課長 (所)各課長	
大分県企画振興 ボ ー ツ 局 長 印	大分県企画振興 ボ ー ツ 局 長 印	方21	芸術文化ス ボ ー ツ 局 各 課 長 (室)長	

を

大分県何部 (局)何課(所) 長印 (室)	大分県……部 (局)…課(所) 長印 (室)	方21	各課(所) 長 (室)	に改め、同
--------------------------------	---------------------------------	-----	-------------------	-------

表の大分県小作主事印の項中「農林水産企画課長」を「農地活用・集落営農課長」に改める。

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。